

国際規制物資の使用等に関する規則第7条29項の改正に伴う公表基準の見直しについて

2021年8月6日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

柏崎刈羽原子力発電所では、発電所で発生した不適合^{*1}事象について、2003年11月より公表基準を策定し、プレス公表やホームページ掲載を通じて、速やかに公表してまいりました。

この度、「国際規制物資の使用等に関する規則第7条29項」の改正^{*2}（報告義務の新規追加）に伴い、別紙の通り、公表基準の見直しを行いましたのでお知らせいたします。

なお、今回見直した公表基準は、8月10日から運用を開始いたします。引き続き、当所に関わる情報の正確・迅速な公表に努めてまいります。

以上

○添付資料

柏崎刈羽原子力発電所における公表基準の事象内容の見直し

*1 不適合

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言う。発電所では、法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象となる。

*2 国際規制物資の使用等に関する規則第7条29項

国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

柏崎刈羽原子力発電所における公表基準の事象内容の見直し

8月10日から運用を開始する公表基準は以下の通りです。

今回見直した箇所には下線を引いております。

※見直し箇所：下線部

公表区分	事象の内容（例示）※1	公表時期
区分Ⅰ	① 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条に基づく報告事象 ② 電気関係報告規則第3条ならびに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条に基づく報告事象 ③ <u>その他法令等に基づく故障・不具合等に関する報告事象</u> ④ <u>上記①と②に該当しないが、安全協定等に基づき報告を要する重要な事象</u> <ol style="list-style-type: none"> a. 保安規定に違反した場合 b. 放射性同位元素の盗取または所在不明（新潟県との安全協定） c. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染されたもの、または放射性同位元素を輸送中の事故（新潟県との安全協定） d. 火災の発生（新潟県との安全協定） e. 危険物の漏えいにより発電所構内へ消防車が入構した場合（ただし、業務車のみで入構するような軽度な場合は区分Ⅲとして扱う） 	夜間・休祭日を問わず、すみやかに。
区分Ⅱ	① 以下に示す事象の内、法律に基づく報告事象に至らない軽度な場合 <ol style="list-style-type: none"> a. 排気筒または排水口から放射性廃棄物の計画外の排出があった場合 b. 管理区域内において放射性物質が機器の故障、誤操作等により漏えいした場合（ただし、単に増し締め等により速やかに漏えいが止まった場合、または既に止まっていた場合、若しくは漏えい拡大を防止するための堰を超えなかった場合は区分Ⅲとして扱う） c. 保安規定で定める運転上の制限からの逸脱 d. 安全上重要な機器等（経済産業省告示第327号で定める機器等）の故障（ただし、簡易な修理で復旧可能な場合は区分Ⅲとして扱う） ② 原子炉、使用済燃料プール、圧力抑制室等に異物を発見または混入した場合、機器の故障等によりルースパーツが発生した場合 ③ 誤操作による重要な警報（赤色警報）の発報 ④ 身体汚染を伴う人の障害（ただし、除染できる場合を除く） ⑤ 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障があったとき	上記同様。夜間の場合は翌朝、準備が整い次第。

<p style="text-align: center;">区分Ⅲ</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 原子炉出力または発電機出力の1%以上5%以下の計画外の出力変動(ただし、海水温度の変化や系統変動に伴うもの等、異常のない場合を除く) ② 安全上重要な機器等(経済産業省告示第327号で定める機器等)の故障であるが、簡易な修理で復旧できる場合 ③ 原子炉の運転に関連する主要な機器に軽度な機能低下又は軽度な故障が生じたとき ④ 原子炉の安全性、運転に直接影響を及ぼさない機器等の故障であるが、大がかりな補修工事を要する場合、またはプラント運転中に監視を要する場合 ⑤ 排気筒モニタ、モニタリングポストの環境放射線モニタの故障による一時的な欠測 ⑥ 原子炉の運転に関わる主要なパラメータが緩やかに変化した場合 ⑦ 排気筒モニタの変動はないが、排気筒サンプリングで粒子状の放射性物質が検出された場合 ⑧ 管理区域内において放射線物質の漏えいを確認したが、増し締め等により速やかに漏えいが止まった場合、または既に止まっていた場合、若しくは漏えい拡大を防止するための堰を超えなかった場合(ただし、漏えい量が1リットル程度に至らない微小な漏えいを除く。なお、定期検査等における予防措置を講じた作業時の漏えいは、ここでいう漏えいには該当しない) ⑨ 管理区域内において、汚染のおそれのない区域(A区域)に汚染を確認した場合、またはB区域において4Bq/cm²を超える汚染を確認した場合 ⑩ 発電所構内において200リットル程度以上の水(非放射性)の漏えいを確認した場合 ⑪ 発電所の周辺地域における震度3以上の地震 (周辺地域 KK: 柏崎、刈羽、西山、出雲崎) ⑫ 定期検査の判定基準に関わる不適合 ⑬ 保安規定に関わる軽度な不適合事象 ⑭ 保安検査における指摘事項 ⑮ 人の負傷、病気等により病院へ搬送した場合 ⑯ 放射線業務従業者の1mSvを超える計画外の被ばくがあったとき ⑰ 放射性物質の微量な内部取込み(ただし、本人の了解を得た場合に限る) ⑱ 関係行政機関に連絡した事象(ただし、明らかに誤報と判断できる場合を除く) 	<p>安全協定による通報事象については、区分Ⅱと同様。その他の事象については、前日に発生した不適合事象を、翌日(平日)の夕刻に取りまとめ。</p>
<p style="text-align: center;">その他</p>	<p>上記以外の不適合事象(日常小修理)</p>	<p>1回/日^{※2}</p>

※1 安全協定などで別に定める場合はこの限りではない。

※2 但し当社営業日に限る。